

## 「こどもまんなか社会」の実現に向けた朝来市の現状と課題

未就学児

小中学生

高校生

若者

子育て層

## 【1】こどもの権利、こどもの意見反映、社会参画

- ① 意見を表明する権利などこどもの権利について、年齢が上がるほど認知度が低い。
- ② 年齢が上がると自分の意見を言えていたり自分の意見が大事にされていると感じていたりする人は減る。
- ③ こどもや若者は意見が反映されることや、対話の場を求めている。
- ④ こどもや若者は意見が反映されたり地域で「やりたい」を実現したりする経験を通して、社会参画を実感することができる。
- ⑤ 幸福度について、自由で休息が多い人ほど高い。年齢が上がるほど低い。人とのつながりが薄かったりやりたいことにチャレンジできていなかったりするほど低い。

## 【2】～【4】切れ目のないこども・若者支援、【5】配慮を必要とするこども・若者の支援

第3期子ども・子育て支援事業計画

- ① 中学卒業以降のこどもの状況を引き継がないほか、高校中退や離職等により自立支援が必要な若者の状況が把握しづらい。
- ② 障害のあるこどもの保護者は、高校卒業後の自立に向けた不安を抱えている。
- ③ 障害のあるこどもの地域とのつながりは、年齢が上がるほど希薄になっている。
- ④ 経済的な不安を抱えているこどもがいる。
- ⑤ 理想の数のこどもを持つつもりがないと考えている人の半数は、子育て・教育にお金がかかりすぎるといふ経済的な不安を感じている。
- ⑥ 自らSOSを発することが難しい人を早期に発見し、支援につなげるためのアウトリーチが必要。
- ⑦ 悩みを相談したことがない人が多く、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーへうまくつなげられていない。
- ⑧ 年齢が下がるほどヤングケアラー・若者ケアラーの認知度が低い。

## 【6】こどもの居場所・体験活動

- ① 居場所がない人や少ない人は幸福度が比較的低い。
- ② イベントの手伝いやボランティアなどに参加してみたいという意向はあるが、実際に一歩踏み出せている人は少ない。
- ③ こどもが様々な体験を積むことができる場が少ない。
- ④ こどもは集える場、多様な世代や人と出会える場や対話できる場を求めている。
- ⑤ 高校生年代は様々な指標において比較的低い傾向が見られる。
  - ・意見の反映
  - ・自由時間や休息
  - ・やりたいことや生きがい
  - ・居場所について 等

## 【6】若者の居場所・体験活動

- ① 居場所がない人や少ない人は、幸福度が比較的低い。
- ② 馴染みの店がある人や地域コミュニティが居場所と感じている人はやりたいことにチャレンジしたり生きがいを感じたりしている人が多い。
- ③ 日常的に若者が出会い、つながる機会が少なく、同世代でつながる場やいつでも行ける居場所を求めている。
- ④ 若者は自然な出会いを求めているが、30代以降になると人間関係が固定化されてくる。

## 【7】働き方・ジェンダー平等

- ① 結婚は重要視しているが出会いがなく、年代が上がると結婚していない方が自由で気楽と感じる傾向がある。
- ② 理想の数の子どもを持たない理由は、子育てや教育の費用、結婚する予定がない、仕事と子育て両立の困難。
- ③ 仕事と子育てを両立しながら働きやすい制度や環境は整いつつあるが、人手不足や育児休業の理解不足が原因で育児休業を取りにくかったり子育てをしながら働くことが難しいと感じたりする人がいる。
- ④ 若者の価値観やライフスタイルに合わせた働き方が求められている。
- ⑤ 地域活動について若者、男女の役割の固定化が残っているほか、子育て家庭への配慮がなく負担に感じている。

こども計画

若者の貧困対策計画

子ども・若者計画

少子化に対処するための施策

# 朝来市子ども計画の位置づけと関係法令等

## 現在

## 次期計画（予定）

今回策定範囲

令和7年3月策定

### 朝来市子ども計画 (計画期間：令和9～11年度)

朝来市子ども計画

朝来市子ども・若者計画

朝来市子どもの貧困対策計画のうち、若者に関する部分

総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

### 第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画 (計画期間：令和7～11年度)

朝来市子ども・子育て支援事業計画

朝来市次世代育成支援行動計画

朝来市子どもの貧困対策計画

「子ども基本法」第10条第2項に基づく市町村子ども計画（国子ども大綱及び兵庫県子ども計画を勘案して策定）

「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画

「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく市町村計画

「少子化対策基本法」第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく次世代育成支援行動計画

### 朝来市子ども計画 (計画期間：令和12～16年度)

朝来市子ども計画

朝来市子ども・若者計画

朝来市子どもの貧困対策計画

朝来市子ども・子育て支援事業計画

朝来市次世代育成支援行動計画

総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策